

請願第 15 号 平成 21 年 11 月 30 日受理

件 名 国に対し「非核日本宣言」を求める意見書の提出を求める請願

請 願 者 熊谷市弥生 2 丁目 42 - 3 番地
原水爆禁止熊谷協議会 理事長 大久保忠一

紹 介 議 員 林真佐子

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 総務文教常任委員会

【件 名】

国に対し「非核日本宣言」を求める意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

核兵器のない世界を実現するために、いま国内外で大きな努力が求められています。2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けて、今年は新たな準備が開始されています。

2000年5月、核保有5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えました。

それから9年、ヒロシマ・ナガサキの被爆から64年目の今年、核兵器廃絶の声が世界で大きなうねりとなって広がっています。

アメリカ・オバマ大統領は「米国は核兵器のない世界を追及する」「核兵器を使ったことのある唯一の保有国として、行動する道義的責任がある」と述べています。

2010年5月のNPT再検討会議を準備する会議では、「2000年の「明確な約束」を議題にする」ことを確認しました。

このような中で、日本政府がヒロシマ・ナガサキの被爆を体験した国として、「核兵器廃絶の提唱・促進」とみずからも証として「核兵器をもたず、つくらず、持ち込ませず」の「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や、日本の国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう強く求めるものです。

【請願事項】

貴議会におかれましては、上記の趣旨を理解下され、地方自治法第99条の規定により、国に対して、内閣総理大臣・外務大臣あてに「非核日本宣言」を求める意見書を提出して下さい。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願第 16 号 平成 21 年 11 月 30 日受理

件 名 国に対して保育所の最低基準の維持を求める意見書の提出を
求める請願

請 願 者 熊谷市末広 4 - 6 - 22
熊谷市の保育を良くする会
代表者 桜本元

紹 介 議 員 高橋初 大山美智子 桜井くるみ

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 福祉環境常任委員会

【件 名】

国に対して保育所の最低基準の維持を求める意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

現在保育所などの児童福祉施設は、全国共通の児童福祉施設最低基準（厚生労働省令）によって運営されています。

それは全国の保育所を利用している子どもが、その自治体の財政の都合などによって処遇に格差が生じないように、施設の建物の一人当たりの床面積や保育士が一人当たりで担当する園児数の最低基準を決めたものです。

省令第三条ではそれらの施設を監督する機関は最低基準を超えてその設備や運営を向上させるように勧告することができるとしております。

ところが地方分権推進委員会は保育所などの施設面積、職員配置（定数）などを決めたこの最低基準を廃止したり、あるいは地方自治体で自由に決められる条例に任せる勧告を出しました。

もしそのようなことになると財政難で困っている自治体などは現在でも低い基準を現場の職員の献身的な努力でカバーしているのに、子どもの処遇を更に低下させる恐れがあります。児童福祉施設最低基準を廃止または地方自治体条例に任せることなく、ナショナルミニマム（全国一律基準）として堅持するよう関係機関に意見書を提出して頂きたくお願い申し上げます。

【請願事項】

貴議会におかれまして、上記の趣旨を理解下され、地方自治法第 99 条の規定により、国に対して保育所の最低基準の維持を求める意見書を提出して下さい。

地方自治法第 124 条の規定により、上記の通り請願書を提出いたします。